

四半期報告書の訂正報告書

(第87期第3四半期)

自 平成22年10月1日
至 平成22年12月31日

OKI

沖電気工業株式会社
東京都港区虎ノ門1丁目7番12号

目 次

頁

表 紙

1	四半期報告書の訂正報告書の提出理由	1
2	訂正事項	1
3	訂正箇所	1
第一部 企業情報		
第1 企業の概況		
1	主要な経営指標等の推移	2
2	事業の内容	2
3	関係会社の状況	2
4	従業員の状況	3
第2 事業の状況		
1	生産、受注及び販売の状況	4
2	事業等のリスク	4
3	経営上の重要な契約等	4
4	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
第3 設備の状況		
第4 提出会社の状況		
1	株式等の状況	
(1)	株式の総数等	7
(2)	新株予約権等の状況	15
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	20
(4)	ライツプランの内容	20
(5)	発行済株式総数、資本金等の推移	20
(6)	大株主の状況	21
(7)	議決権の状況	21
2	株価の推移	22
3	役員の状況	22
第5 経理の状況		
1	四半期連結財務諸表	
(1)	四半期連結貸借対照表	24
(2)	四半期連結損益計算書	25
(3)	四半期連結キャッシュ・フロー計算書	27
2	その他	38
第二部 提出会社の保証会社等の情報		
		39

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年9月14日
【四半期会計期間】	第87期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	沖電気工業株式会社
【英訳名】	Oki Electric Industry Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 川崎 秀一
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門1丁目7番12号
【電話番号】	03-3501-3111（大代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 畠山 俊也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門1丁目7番12号
【電話番号】	03-3501-3111（大代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 畠山 俊也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社の海外連結子会社であるOKI SYSTEMS IBERICA, S.A.U.（所在国：スペイン、事業内容：プリンタの販売、以下「OSIB」）において、売上債権の過大計上による不適切な会計処理が行われていたことが判明したことから、平成24年8月7日付で外部有識者による調査委員会（以下「外部調査委員会」）を設置し、客観的かつ徹底した全容解明を行ってきました。

平成24年9月11日付で外部調査委員会より受領した調査報告書（以下「外部調査報告書」）の指摘事項およびその結果を踏まえた債権の回収可能性の再検討による訂正を行うこととし、あわせて過去において判明していたものの重要性がないため訂正をしていなかった事項の訂正も行うこととしました。

当社の連結業績に与える影響額は、第83期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）から第89期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）第1四半期まで（以下「訂正期間」）の累計で、売上高が7,496百万円の減少、営業利益が21,610百万円の損失、経常利益が21,510百万円の損失、当期純利益が30,824百万円の損失となり、第89期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）第1四半期末（以下「訂正期間末」）の純資産は24,434百万円減少しました。

訂正期間における累計の当期純利益に与える影響額は、外部調査報告書による影響額が15,381百万円の減少、債権の回収可能性の再検討による影響額が15,443百万円の減少となりました。なお、未修正事項の訂正は費用の帰属期間の訂正等のため累計の当期純利益に与える影響額はありません。

外部調査報告書による影響額の内容は、実体を伴わない売上・売掛金等の取消や、ディストリビューターに対するリベートの未計上に係る売上・売掛金の取消等です。債権の回収可能性の再検討による影響額の内容は、外部調査報告書の指摘事項に基づき訂正したOSIBの売掛金残高に対して、その回収可能性を再検討したものです。ただし、平成21年3月31日前のOSIBの売掛金残高の一部については、回収可能性を合理的に再検討するに足る十分な情報が得られなかったため、上記内容の訂正後の残高をもって連結貸借対照表計上額としております。

これらにより、当社が過去に提出した第84期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）から第88期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）までの有価証券報告書等の記載事項の一部を訂正する必要が生じたため、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出いたします。

なお、訂正後の四半期連結財務諸表については、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けており、その四半期レビュー報告書を添付しております。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(2) 四半期連結損益計算書

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

四半期レビュー報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

なお、訂正箇所が多数に及ぶことから上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しています。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第86期 第3四半期 連結累計期間	第87期 第3四半期 連結累計期間	第86期 第3四半期 連結会計期間	第87期 第3四半期 連結会計期間	第86期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	288,576	283,689	99,243	97,309	442,949
経常損益 (百万円)	△4,870	△10,189	1,532	△2,927	1,320
四半期(当期)純損益 (百万円)	△10,530	△18,710	△1,889	△7,589	△3,836
純資産額 (百万円)	—	—	40,385	57,983	47,607
総資産額 (百万円)	—	—	371,575	377,504	377,894
1株当たり純資産額 (円)	—	—	49.00	37.50	59.40
1株当たり四半期(当期)純 損益金額 (円)	△15.43	△25.98	△2.77	△10.38	△5.62
潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	9.0	15.2	10.7
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	31,426	5,434	—	—	51,290
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	△8,929	△2,698	—	—	△12,992
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	△21,609	14,986	—	—	△31,323
現金及び現金同等物の四半期 末(期末)残高 (百万円)	—	—	64,788	89,313	71,156
従業員数 (人)	—	—	17,579	18,004	18,111

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失金額が計上されているため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、OKIグループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

3【関係会社の状況】

平成22年10月1日付で当社の連結子会社である沖ソフトウェア(株)を吸収合併存続会社とし、当社の連結子会社である沖通信システム(株)及び(株)沖インフォテックを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

なお、合併期日と同日付で、沖ソフトウェア(株)は、商号を(株)OKIソフトウェアに変更しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	18,004[2,175]
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は[]内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	3,364
---------	-------

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」におけるセグメントの業績に関連付けて示しております。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在においてOKIグループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

株式の希薄化

OKIグループは、安定した収益を創出し続けられる堅固な事業基盤の構築と財務基盤の抜本的な改善を図るため、第三者割当によるA種優先株式を平成22年12月22日に発行しております。当該A種優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権（取得請求期間 平成26年4月1日から平成36年3月31日まで）及び取得条項（一斉取得日平成36年4月1日）が付与されており、将来、当該普通株式を対価とする取得請求及び取得条項により普通株式が発行された場合には既発行普通株式の希薄化が起り、株価に影響を及ぼす可能性があります。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

A種優先株式の発行に係る株式引受契約の締結

当社は、平成22年10月8日開催の当社取締役会において、第三者割当により当社A種優先株式を発行することを決議し、平成22年10月29日付で（株）みずほコーポレート銀行、他13社との間で当該A種優先株式の発行に係る株式引受契約を締結いたしました。また、平成22年12月21日開催の当社臨時株主総会において、当該A種優先株式の発行を可能とするため「定款一部変更の件」を決議しております。

当該A種優先株式発行による資金調達額は300億円であり、平成22年12月22日に払込手続が完了しております。

なお、当該A種優先株式の内容の詳細は、「第4 提出会社の状況」の「1. 株式等の状況」のうち「（1）株式の総数等」に記載のとおりであります。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在においてOKIグループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。そのため、「（1）業績の状況」において比較、分析に用いた前年同期数値は、当第3四半期連結会計期間のセグメントの区分に組み替えております。

（1）業績の状況

当第3四半期連結会計期間の経済環境は、欧州の財政危機の影響や欧州・米国での失業率の高止まりなど景気回復停滞の懸念がある一方、新興国では内需拡大を背景に底堅い景気回復傾向を持続しており、全体としては緩やかに回復しています。国内では、政策効果にも支えられ緩やかな回復基調が続いているものの、その先行きについては、政策効果の一巡などによる個人消費の低迷、円高の影響、雇用情勢の悪化などの懸念も依然残っています。

このような事業環境の下、OKIグループの業況は、情報通信システム事業における、ATM監視サービスなどの保守サービスの増加に伴い増収、EMS（生産受託）関連事業及び部品関連事業において、市況の回復に伴い増収となった一方で、プリンタ事業では、円高の影響や欧州一部地域の景気回復遅れの影響などにより減収となったことから、売上高は973億円（前年同期比19億円、1.9%減少）となりました。営業損失は、調達コスト低減及びVEなどの増益要因はあるものの、価格下落、円高の影響に加え、処遇適正化を行ったことなどにより1億円（同22億円悪化）となりました。

経常損失は29億円（同44億円悪化）となりました。四半期純損失は、中期経営計画施策による特別退職金や、退職給付制度改定損の発生などにより76億円（同57億円悪化）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

<情報通信システム事業>

外部顧客に対する売上高は、589億円（前年同期比32億円、5.7%増加）となりました。通信システムでは、コアネットワーク、既存ネットワーク及び企業向けなどが減少したため減収となりました。一方、ソリューション&サービスでは、ATM監視サービスなどの保守サービスの増加などにより増収、メカトロシステム及び社会システムでは、ほぼ前年並みとなり、全体では増収となりました。

営業利益は、物量増加による利益の増加や調達コスト低減及びV Eなどの増益要因はあるものの、処遇適正化の影響などにより、28億円（同10億円悪化）となりました。

<プリンタ事業>

外部顧客に対する売上高は、274億円（前年同期比70億円、20.4%減少）となりました。商品別の状況では、オフィス向けカラープリンタ（カラーN I P）及びモノクロプリンタ（モノN I P）は、日本及び米国市場での新商品販売は堅調なものの、欧州一部地域の景気回復遅れの影響などにより減収となりました。ドットインパクトプリンタ（S I D M）は、世界市場全体の縮小により販売台数が減少しました。これらの影響に加え、円高による減収影響が32億円ありました。

営業損失は、調達コスト低減及びV Eや費用圧縮による固定費削減などの増益要因はあるものの、円高の影響、価格下落、物量減少による利益の減少に加え、処遇適正化の影響などにより、16億円（同14億円悪化）となりました。

<EMS事業、その他>

外部顧客に対する売上高は、EMS事業で74億円（前年同期比17億円、28.4%増加）、その他の事業で37億円（前年同期比3億円、7.3%増加）となりました。EMS事業では、通信機器市場の大型案件の受注拡大や産業機器市場や半導体設備市場及び基板市場の市況回復などにより増収、その他の事業では市況の回復に伴い部品関連事業が増収となりました。

営業利益は、処遇適正化の影響はあるものの、物量増加による利益の増加に加え、機種構成差などにより、EMS事業で2億円（同1億円悪化）、その他の事業で3億円（同2億円良化）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純損益が悪化したことなどにより、24億円の収入（前年同期67億円の収入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有形固定資産の取得による支出などにより20億円の支出（同41億円の支出）となりました。

この結果、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローとを合わせたフリー・キャッシュ・フローは、3億円の収入（同27億円の収入）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、第三者割当によるA種優先株式発行による収入などにより、194億円の収入（同25億円の支出）となりました。

その結果、現金及び現金同等物の当第3四半期連結会計期間末残高は前四半期連結会計期間末残高の695億円から893億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、OK Iグループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるOK Iグループ全体の研究開発活動の金額は、2,509百万円であります。

なお、第3四半期連結会計期間において、OK Iグループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、OKIグループ（当社及び連結子会社）の主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、OKIグループの前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	2,400,000,000
A種優先株式	30,000
計	2,400,000,000

(注) 当社の発行可能株式総数は、普通株式とA種優先株式をあわせて2,400,000,000株であります。

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数（株） (平成22年12月31日)	提出日現在発行数（株） (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	731,438,670	731,438,670	東京証券取引所市場第一部 大阪証券取引所市場第一部	株主として権利内容に制限のない株式であり、単元株式数は1,000株であります。
A種優先株式 (注) 2	30,000	30,000	—	(注) 3～5 単元株式数は1株 であります。
計	731,468,670	731,468,670	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

3. A種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の特質は以下のとおりであります。

(1) A種優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されています。A種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社株式の株価を基準として決定され、または修正されることがあり、当社の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する場合があります。

(2) A種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得請求が行使されたA種優先株式に係る払込金額の総額を、以下の基準額で除して算出されます（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てます。）。また、基準額は、下記のとおり、平成26年4月1日以降、半年に1回の頻度で修正されます。

当初基準額は、原則として、平成26年4月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含みます。）の平均値（終値のない日数を除きます。）に0.9を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てます。）、あるいは75円のいずれか高い金額であります。

平成26年4月1日から平成36年3月31日までの期間の毎年3月31日及び9月30日において、当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含みます。）の平均値（終値のない日数を除きます。）に0.9を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てます。）に修正されます。

(3) 基準額の修正は、当初基準額の100%に相当する額を上限とし、当初基準額の50%に相当する額を下限とします。

(4) A種優先株式には、平成28年4月1日から平成36年3月31日までの間の毎月月末において、分配可能額または当社の自己資本額から総資産額の20%に相当する額を控除した金額のいずれか低い金額を上限として、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額に毎年4月1日から当該権利の行使日までの経過配当利息相当額を加算した額の金銭と引換えに、A種優先株式の全部または一部を取得するよう請求することができる取得請求権が付されております。また、A種優先株式には、当社が、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、法令上可能な範囲で、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額の110%に相当する額に毎年4月1日から当該日までの経過配当利息相当額を加算した額の金銭を対価としてA種優先株式を取得することができる取得条項が付されております。なお、A種優先株式には、当社が、A種優先株式の取得請求の期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、取得請求期間（下記5. 6. (2)において定義します。以下同じ。）の末日の翌日においてA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を取得請求期間の末日の翌日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含みます。）の平均値（終値のない日数を除きます。）に0.9を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てます。）で除して得られる数の普通株式をA種優先株主（下記5. 1. (1)において定義します。）に対して交付すると引換えにA種優先株式の全部を取得することができる取得条項が付されています。

上記(1)ないし(4)の詳細は、下記5. 5ないし5. 8を参照下さい。

4. A種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（A種優先株式）に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(3) 当社の株券の賃借に関する事項についての所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(4) その他投資者の保護を図るため必要な事項

①単元株式数

当社の普通株式の単元株式数は1,000株であります。なお、A種優先株式には議決権がないため、A種優先株式の単元株式数は1株としております。

②種類株主総会の決議

当社は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めておりません。

③議決権の有無及び内容の差異並びにその理由

当社は、A種優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行しております。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式ですが、A種優先株主は、株主総会において議決権を有しません。これは、A種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものであります。

5. A種優先株式の内容は以下のとおりであります。

1. A種優先配当金

(1) A種優先配当金

当社は、平成23年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度において当社定款に定める基準日に係る剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、当該剰余金の配当にかかる基準日の属する事業年度ごとに下記(2)に定める配当年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「A種優先配当金」という）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第2項に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。A種優先配当金の総額が分配可能額（会社法第461条第2項において定義される分配可能額をいう。以下同じ。）を超える場合、分配可能額の範囲で取締役会が定める金額を、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、配当としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払うことができる。なお、当社は、A種優先株式について、平成23年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とする剰余金の配当を行わない。

(2) A種優先配当年率

平成24年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当年率

$A種優先配当年率 = 初回A種優先配当金 \div A種優先株式1株当たりの払込金額相当額$

上記の算式において「初回A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、日本円TIBOR（6ヶ月物）に3.00%を加算して得られる数に、払込期日（同日を含む。）より平成24年3月31日（同日を含む。）までの実日数である466を乗じ365で除して算出した額の金銭（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。）とする。

平成24年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率

$A種優先配当年率 = 日本円TIBOR（6ヶ月物） + 3.00\%$

なお、平成24年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR（6ヶ月物）」とは、毎年4月1日（同日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）（以下「A種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。A種優先配当年率決定日において日本円TIBOR（6ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日（同日がロンドンの銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁（円預金の英国銀行協会ライボーレートを表示するロイターの3750頁をいう。）に表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと当社が合理的に判断した数値を、日本円TIBOR（6ヶ月物）に代えて用いるものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

2. A種優先中間配当金

当社は、当社定款に定める中間配当を行うときは、当該中間配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、当該中間配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、当該中間配当の基準日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額に2分の1を乗じた額を上限とする金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）による剰余金の配当を行う。

3. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通株式登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記（1）のほか、残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭を対価とする取得請求権の内容

A種優先株主は、当会社に対し、平成28年4月1日から平成36年3月31日までの間の毎月末日（同日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）（以下「金銭対価取得請求権行使日」という。）において、A種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。ある金銭対価取得請求権行使日における金銭対価取得請求に係る取得価額（下記（2）において定義される。）の総額が、当該金銭対価取得請求権行使日における取得上限額（下記（3）において定義される。）または分配可能額のいずれか低い金額を超える場合には、当社が取得すべきA種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株式数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に当該金銭対価取得請求権行使日が属する事業年度の末日を基準日とするA種優先配当に係るA種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求権行使日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。)を加えた金額とする。ただし、上記により計算された金額から、金銭対価取得請求権行使日が属する事業年度において支払われたA種優先中間配当金の額を控除するものとする。

(3) 取得上限額

「取得上限額」は、当該金銭対価取得請求権行使日前に当社が開示した、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)の有価証券上場規程第404条に基づき作成される通期決算短信または四半期決算短信のうち直近のもの(以下「直近決算短信等」という。)における自己資本額から総資産額の20%に相当する額を控除した金額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

「自己資本額」とは、直近決算短信等に含まれる連結貸借対照表または四半期連結貸借対照表(以下「連結貸借対照表等」という。)の純資産の部の合計額から新株予約権および少数株主持分の項目に係る金額を控除した額をいう。

「総資産額」とは連結貸借対照表等の資産の部の合計額をいう。

(4) 取得上限額の調整

当社が、連結貸借対照表等の日後に、以下のいずれかに該当する行為を行った場合、当該行為が当該連結貸借対照表等の日に行われたものとみなして、取得上限額の調整を行う。

(i) 剰余金の配当(取締役会において中間配当決議をすること、および取締役会において剰余金の配当を株主総会の付議議案として決議することを含む(ただし、株主総会において当該剰余金の配当について否決された場合には、当該株主総会の日以降に行う取得上限額の調整にあたっては、これを考慮しない。))

(ii) 当社株式の取得(法令の定めに従って行われた単元未満株式の買取請求および株式買取請求に基づく取得、ならびに当該金銭対価取得請求権行使日前に行われた本項および第7項に基づくA種優先株式の取得を含み、これらに限られない。)

(iii) 事業譲渡、合併、会社分割、株式交換、株式移転または株式の発行(自己株式の処分を含む。)

(iv) 上記(i)ないし(iii)の他、連結貸借対照表または四半期連結貸借対照表上の資産の部または純資産の部の額を増加または減少させることとなる会社法上の行為

6. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式を対価とする取得請求権の内容

A種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することのできる期間中いつでも、下記(3)ないし(6)に定める条件で、当社がA種優先株式の全部または一部を取得することと引換えに、当社の普通株式を交付することを請求することができる。

(2) 取得を請求することのできる期間

平成26年4月1日から平成36年3月31日まで(以下「取得請求期間」という。)とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を下記(4)ないし(6)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切捨てるものとし、会社法第167条第3項に規定する金銭の交付は行わない。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に0.9を乗じた金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)、あるいは75円のいずれか高い金額(以下「当初取得価額」という。)とする。なお、上記の連続する30取引日の初日(同日を含む。)から決定日(同日を含む。)(下記(5)において定義する。)までの間に、下記(6)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当初取得価額は、下記(6)に準じて当社の取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(5) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間中、毎年3月31日および9月30日（以下「決定日」という。）に、決定日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に0.9を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。以下、「修正後取得価額」という。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が上記（4）に定める当初取得価額の50%に相当する額（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、修正後取得価額が上記（4）に定める当初取得価額の100%に相当する額（以下「上限取得価額」という。）を上回る場合は、修正後取得価額は上限取得価額とする。なお、上記の連続する30取引日の初日（同日を含む。）から決定日（同日を含む。）までの間に、下記（6）に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、下記（6）に準じて当会社の取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 取得価額の調整

イ. A種優先株式の発行後、次の（i）ないし（vi）のいずれかに該当する場合には、取得価額（当初取得価額、下限取得価額および上限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

（i）取得価額調整式に使用する時価（下記ハ.において定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本（6）において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当会社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため、または無償割当てのための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降、これを適用する。

（ii）株式の分割をする場合

調整後取得価額は、普通株式の株式分割のための基準日に、分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

（iii）取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ.において定義する。以下、本（iii）、下記（iv）および（v）ならびに下記ハ.（iv）において同じ。）をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合は当該基準日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または当該基準日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ、または下記ロ、と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記（a）ないし（c）の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

（a）当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記（iii）または本（iv）による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。

（b）当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記（iii）または本（iv）による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記（5）による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記（iii）または本（iv）による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

（c）当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記（iii）または本（iv）による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記（5）による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記（iii）または本（iv）による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

（v）取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記（iii）または（iv）による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ、において定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本（v）による調整は行わない。

（vi）株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ、上記イ、（i）ないし（vi）に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（当初取得価額、下限取得価額および上限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、当社の取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。

ハ、（i）取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記の連続する30取引日の初日（同日を含む。）から決定日（同日を含む。）までの間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本（6）に準じて調整する。

（ii）取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ、(i) ないし (iii) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ、およびロ、に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ、(iv) (b) または (c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ、(iv) (b) または (c) に基づく調整に先立って適用された上記イ、(iii) または (iv) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ、(i) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ、(ii) および (vi) の場合には0円、上記イ、(iii) ないし (v) の場合には価額（ただし、(iv) の場合は修正価額）とする。

ニ、上記イ、(iii) ないし (v) および上記ハ、(iv) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ、上記イ、(v) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ、(iii) に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ、上記イ、(i) ないし (iii) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ、(i) ないし (iii) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト、取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる時は、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

7. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項の内容

当社は、平成28年4月1日から平成36年3月31日までの間いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当社がA種優先株式の全部または一部を取得すると引換えに、分配可能額の範囲で、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、比例按分または当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、A種優先株式1株当たりの払込金額の110%に相当する額に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするA種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。）を加えた金額とする。ただし、上記により計算された金額から、金銭対価強制取得日が属する事業年度において支払われたA種優先中間配当金の額を控除するものとする。

8. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって普通株式の交付と引換えに取得する。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得すると引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を下記(2)に定める価額（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値が算出されない日を除く。）に0.9を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

9. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当社は、A種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 当社は、A種優先株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

10. 剰余金の配当等の除斥期間

剰余金の配当等の除斥期間の規定はA種優先配当金およびA種優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。

11. 譲渡制限

A種優先株式を譲渡により取得することについては、当社の承認を必要とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法に基づき新株予約権を発行しております。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
	平成15年6月27日決議分新株予約権
新株予約権の数	815個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	815,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1個の新株予約権につき384,000円
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成25年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 384円 資本組入額 192円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) ①新株予約権の行使に下記の制限を設ける。

(イ) 平成17年7月1日から平成18年6月30日の期間
割当個数の34%を上限とする。

(ロ) 平成18年7月1日から平成19年6月30日の期間
割当個数の67%から(イ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。

(ハ) 平成19年7月1日から平成25年6月26日の期間
割当個数から(イ)、(ロ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。
計算にあたっては、小数点以下は切り捨てるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、その相続人に下記により新株予約権の行使を認める。

平成19年7月1日前に相続を開始した相続人は、平成20年6月30日まで行使することができる。

平成19年7月1日以降に相続を開始した相続人は、相続開始日から1年間において行使することができる。ただし、平成25年6月26日を越えることはできないものとする。

③その他の権利行使の条件は、平成15年6月27日開催の定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

④新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(注2) 発行会社において、株式交換・株式移転があった場合は、新株予約権にかかわる義務は承継されるものとする。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
	平成16年6月29日決議分新株予約権
新株予約権の数	452個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	452,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1個の新株予約権につき458,000円
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成26年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 458円 資本組入額 229円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) ①新株予約権の行使に下記の制限を設ける。

(イ) 平成18年7月1日から平成19年6月30日の期間
割当個数の34%を上限とする。

(ロ) 平成19年7月1日から平成20年6月30日の期間
割当個数の67%から(イ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。

(ハ) 平成20年7月1日から平成26年6月28日の期間
割当個数から(イ)、(ロ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。
計算にあたっては、小数点以下は切り捨てるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、その相続人に下記により新株予約権の行使を認める。

平成20年7月1日前に相続を開始した相続人は、平成21年6月30日まで行使することができる。

平成20年7月1日以降に相続を開始した相続人は、相続開始日から1年間において行使することができる。ただし、平成26年6月28日を越えることはできないものとする。

③その他の権利行使の条件は、平成16年6月29日開催の定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

④新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(注2) 発行会社において、株式交換・株式移転があった場合は、新株予約権にかかわる義務は承継されるものとする。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
	平成17年6月29日決議分新株予約権
新株予約権の数	442個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	442,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1個の新株予約権につき406,000円
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 406円 資本組入額 203円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) ①新株予約権の行使に下記の制限を設ける。

(イ) 平成19年7月1日から平成20年6月30日の期間
割当個数の34%を上限とする。

(ロ) 平成20年7月1日から平成21年6月30日の期間
割当個数の67%から(イ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。

(ハ) 平成21年7月1日から平成27年6月28日の期間
割当個数から(イ)、(ロ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。
計算にあたっては、小数点以下は切り捨てるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、その相続人に下記により新株予約権の行使を認める。

平成21年6月30日以前に相続を開始した相続人は、平成22年6月30日まで行使することができる。

平成21年7月1日以降に相続を開始した相続人は、相続開始日から1年間において行使することができる。ただし、平成27年6月28日を越えることはできないものとする。

③その他の権利行使の条件は、平成17年6月29日開催の定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

④新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(注2) 発行会社において、株式交換・株式移転があった場合は、新株予約権にかかわる義務は承継されるものとする。

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
	平成18年6月29日決議分新株予約権
新株予約権の数	342個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	342,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1個の新株予約権につき277,000円
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成28年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 372円 資本組入額 186円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) ①新株予約権の行使に下記の制限を設ける。

(イ) 平成20年7月1日から平成21年6月30日の期間
割当個数の34%を上限とする。

(ロ) 平成21年7月1日から平成22年6月30日の期間
割当個数の67%から(イ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。

(ハ) 平成22年7月1日から平成28年6月28日の期間
割当個数から(イ)、(ロ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。

計算にあたっては、小数点以下は切り捨てるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、その相続人に下記により新株予約権の行使を認める。

平成22年6月30日以前に相続を開始した相続人は、平成23年6月30日まで行使することができる。

平成22年7月1日以降に相続を開始した相続人は、相続開始日から1年間において行使することができる。ただし、平成28年6月28日を越えることはできないものとする。

③その他の権利行使の条件は、平成18年6月29日開催の定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

④新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(注2) 発行会社において、株式交換・株式移転があった場合は、新株予約権にかかわる義務は承継されるものとする。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
	平成19年6月26日決議分新株予約権
新株予約権の数	509個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	509,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1個の新株予約権につき248,000円
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日～平成29年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 340円 資本組入額 170円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) ①新株予約権の行使に下記の制限を設ける。

(イ) 平成21年7月1日から平成22年6月30日の期間
割当個数の34%を上限とする。

(ロ) 平成22年7月1日から平成23年6月30日の期間
割当個数の67%から(イ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。

(ハ) 平成23年7月1日から平成29年6月25日の期間
割当個数から(イ)、(ロ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。
計算にあたっては、小数点以下は切り捨てるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、その相続人に下記により新株予約権の行使を認める。

平成23年6月30日以前に相続を開始した場合は、平成24年6月30日まで行使することができる。

平成23年7月1日以降に相続を開始した場合は、相続開始日から1年間において行使することができる。
ただし、平成29年6月25日を越えることはできないものとする。

③その他の権利行使の条件は、平成19年6月26日開催の定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

④新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(注2) 発行会社において、株式交換・株式移転があった場合は、新株予約権にかかわる義務は承継されるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

A種優先株式

	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(注) A種優先株式に係る取得請求権の行使開始時期は平成26年4月1日以降となっており、当第3四半期会計期間において記載する事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

記載事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年12月22日 (注1)	—	731,438	△47,940	29,000	△29,366	—
平成22年12月22日 (注2)	30	731,468	15,000	44,000	15,000	15,000

(注1) 会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

(注2) 第三者割当：発行株数(A種優先株式) 30千株、発行価格 1,000,000円、資本組入額 500,000円
割当先：(株)みずほコーポレート銀行、他13社

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 明治安田生命保険相互会社が連名で提出した平成23年1月6日付大量保有報告書の変更報告書の写しが当社に送付され、平成22年12月31日現在、下記のとおり全体で29,847千株（所有株式数の割合は4.08%）の当社株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末現在における実質保有状況の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	29,847	4.08
明治安田アセットマネジメント株式会社	東京都港区北青山3-6-7	—	—
安田投信投資顧問株式会社	東京都千代田区神田美土代町7	—	—
計	—	29,847	4.08

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年10月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

(平成22年12月31日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 3,845,000	—	単元株式数 1,000株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 723,516,000	723,516	同上
単元未満株式	普通株式 4,077,670	—	1単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	731,438,670	—	—
総株主の議決権	—	723,516	—

(注) 「単元未満株式」には当社所有の自己株式955株及び相互保有株式（沖電線株式会社所有50株）が含まれております。

②【自己株式等】

(平成22年12月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式 数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)
当社	東京都港区西新橋3-16-11	89,000	—	89,000	0.01
沖電線株式会社	神奈川県川崎市中原区下小田中2-12-8	3,756,000	—	3,756,000	0.51
計	—	3,845,000	—	3,845,000	0.53

(注) 1. 沖電線株式会社が退職給付信託した3,000,000株については、「自己名義所有株式数」に含めて表示しております。

2. 当第3四半期会計期間末日現在の当社の自己名義所有株式数は、121,000株であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	101	97	87	79	68	77	76	75	74
最低(円)	78	78	76	65	60	64	58	63	69

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の様動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の四半期連結財務諸表については、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	62,108	57,844
受取手形及び売掛金	87,022	118,416
有価証券	27,720	17,314
製品	32,301	23,014
仕掛品	31,526	16,436
原材料及び貯蔵品	24,818	24,638
その他	10,723	13,396
貸倒引当金	<u>△7,702</u>	<u>△8,689</u>
流動資産合計	<u>268,518</u>	<u>262,370</u>
固定資産		
有形固定資産	※1 54,090	※1 56,155
無形固定資産	8,024	10,060
投資その他の資産	※2 46,870	※2 49,306
固定資産合計	<u>108,985</u>	<u>115,523</u>
資産合計	<u>377,504</u>	<u>377,894</u>
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	54,265	54,930
短期借入金	<u>110,947</u>	127,430
引当金	2,188	1,760
その他	<u>56,381</u>	<u>57,100</u>
流動負債合計	<u>223,782</u>	<u>241,222</u>
固定負債		
長期借入金	43,661	45,036
退職給付引当金	45,042	39,655
役員退職慰労引当金	579	620
その他	6,455	3,752
固定負債合計	<u>95,738</u>	<u>89,064</u>
負債合計	<u>319,520</u>	<u>330,287</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	44,000	76,940
資本剰余金	113,124	46,744
利益剰余金	<u>△100,994</u>	<u>△82,284</u>
自己株式	△22	△408
株主資本合計	<u>56,107</u>	<u>40,991</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,821	2,095
繰延ヘッジ損益	△881	△660
為替換算調整勘定	<u>△632</u>	<u>△1,893</u>
評価・換算差額等合計	<u>1,308</u>	<u>△458</u>
新株予約権	79	79
少数株主持分	488	6,994
純資産合計	<u>57,983</u>	<u>47,607</u>
負債純資産合計	<u>377,504</u>	<u>377,894</u>

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	288,576	283,689
売上原価	209,785	213,356
売上総利益	78,790	70,332
販売費及び一般管理費	※ 79,466	※ 75,462
営業損失(△)	△675	△5,130
営業外収益		
受取利息	167	188
受取配当金	739	733
受取ブランド使用料	455	408
雑収入	398	657
営業外収益合計	1,761	1,988
営業外費用		
支払利息	3,735	3,365
株式交付費	—	1,286
為替差損	—	1,449
雑支出	2,220	946
営業外費用合計	5,956	7,047
経常損失(△)	△4,870	△10,189
特別利益		
過年度損益修正益	113	—
投資有価証券売却益	—	31
負ののれん発生益	—	2,650
貸倒引当金戻入額	—	35
受取和解金	—	167
抱合せ株式消滅差益	26	—
事業譲渡益	298	—
付加価値税修正益	28	—
特別利益合計	466	2,884
特別損失		
固定資産処分損	539	240
減損損失	104	12
投資有価証券評価損	1,682	2,349
特別退職金	363	2,099
事業構造改善費用	189	109
退職給付制度改定損	—	2,078
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	623
製品保証引当金繰入額	—	400
付加価値税修正損	—	227
特別損失合計	2,880	8,140
税金等調整前四半期純損失(△)	△7,284	△15,445
法人税、住民税及び事業税	1,087	769
法人税等調整額	2,171	2,409
法人税等合計	3,259	3,178
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	—	△18,624
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△12	86
四半期純損失(△)	△10,530	△18,710

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	99,243	97,309
売上原価	72,642	72,936
売上総利益	26,601	24,372
販売費及び一般管理費	※ 24,520	※ 24,447
営業利益又は営業損失(△)	2,080	△74
営業外収益		
受取利息	61	50
受取配当金	96	103
持分法による投資利益	—	123
受取ブランド使用料	148	119
貸倒引当金戻入額	573	—
雑収入	186	161
営業外収益合計	1,066	558
営業外費用		
支払利息	1,264	1,092
株式交付費	—	1,286
為替差損	—	601
雑支出	350	432
営業外費用合計	1,615	3,412
経常利益又は経常損失(△)	1,532	△2,927
特別利益		
投資有価証券評価損戻入益	—	306
事業譲渡益	298	—
特別利益合計	298	306
特別損失		
固定資産処分損	336	121
減損損失	42	—
投資有価証券評価損	1,046	—
特別退職金	69	1,589
事業構造改善費用	12	47
退職給付制度改定損	—	2,078
製品保証引当金繰入額	—	400
付加価値税修正損	6	208
特別損失合計	1,513	4,445
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失(△)	317	△7,066
法人税、住民税及び事業税	423	139
法人税等調整額	1,835	376
法人税等合計	2,259	515
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	—	△7,582
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△52	6
四半期純損失(△)	△1,889	△7,589

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失 (△)	△7,284	△15,445
減価償却費	11,461	10,538
減損損失	104	12
負ののれん発生益	—	△2,650
引当金の増減額 (△は減少)	7,329	5,709
受取利息及び受取配当金	△907	△921
支払利息	3,735	3,365
投資有価証券評価損益 (△は益)	1,682	2,349
固定資産処分損益 (△は益)	539	240
売上債権の増減額 (△は増加)	30,609	24,962
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△13,720	△27,434
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,251	4,988
未払費用の増減額 (△は減少)	△5,296	—
その他	6,375	3,437
小計	35,882	9,151
利息及び配当金の受取額	903	931
利息の支払額	△3,522	△3,307
法人税等の支払額	△1,836	△1,339
営業活動によるキャッシュ・フロー	31,426	5,434
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△2,000	△3,010
定期預金の払戻による収入	—	4,000
有価証券の償還による収入	—	3,000
有形固定資産の取得による支出	△5,988	△5,312
有形固定資産の売却による収入	609	—
無形固定資産の取得による支出	△1,290	△1,245
投資有価証券の取得による支出	△756	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△123	—
事業譲渡による収入	562	—
その他の支出	△694	△814
その他の収入	752	683
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,929	△2,698
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△6,456	7,021
長期借入れによる収入	16,520	28,150
長期借入金の返済による支出	△17,479	△51,132
社債の償還による支出	△12,360	—
セール・アンド・リースバックによる収入	—	3,671
リース債務の返済による支出	—	△1,587
株式の発行による収入	—	29,924
その他	△1,833	△1,060
財務活動によるキャッシュ・フロー	△21,609	14,986
現金及び現金同等物に係る換算差額	△567	434
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	319	18,157
現金及び現金同等物の期首残高	64,428	71,156
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	40	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 64,788	※ 89,313

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p style="text-align: center;">当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p>	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間において、LLC "OKI SYSTEMS RUS"は新たに設立したため、連結の範囲に含めており、台湾沖明系統股イ分有限公司は清算により、連結の範囲から消滅しております。</p> <p>第2四半期連結会計期間において、(株)オキアルファクリエイト及び(株)沖ヒューマンネットワークは、連結子会社である沖デベロップメント(株)との吸収合併により、連結の範囲から消滅しております。なお、沖デベロップメント(株)は、(株)OKIプロサーブと社名を変更しております。</p> <p>また、当第3四半期連結会計期間において、沖通信システム(株)及び(株)沖インフォテックは、連結子会社である沖ソフトウェア(株)との吸収合併により、(株)沖データシステムズは、連結子会社である沖データ(株)との吸収合併により、(株)沖ロジスティクスは、連結子会社である(株)OKIプロサーブとの吸収合併により、連結の範囲から消滅しております。なお、沖ソフトウェア(株)は、(株)OKIソフトウェアと社名を変更しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 69社</p>
<p>2. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業損失及び経常損失はそれぞれ108百万円、税金等調整前四半期純損失は731百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は1,583百万円であります。</p> <p>(2) 企業結合に関する会計基準等の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

1. 当第3四半期連結累計期間より、「為替差損」を区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間においては「雑支出」に1,100百万円含めて表示しております。
2. 当第3四半期連結累計期間より、「投資有価証券売却益」を区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間においては「雑収入」に8百万円含めて表示しております。
3. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間より、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「未払費用の増減額(△は減少)」(当第3四半期連結累計期間758百万円)は、当第3四半期連結累計期間においては、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。
2. 前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「有形固定資産の売却による収入」(当第3四半期連結累計期間46百万円)は、当第3四半期連結累計期間においては、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他の収入」に含めて表示しております。
3. 前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「投資有価証券の取得による支出」(当第3四半期連結累計期間△10百万円)は、当第3四半期連結累計期間においては、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他の支出」に含めて表示しております。
4. 当第3四半期連結累計期間より、「リース債務の返済による支出」を区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間は、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に△421百万円含めて表示しております。

当第3四半期連結会計期間
(自 平成22年10月1日
至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

1. 当第3四半期連結会計期間より、「為替差損」を区分掲記しております。なお、前第3四半期連結会計期間においては「雑支出」に186百万円含めて表示しております。
2. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間より、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産減価償却累計額 147,661 百万円	※1 有形固定資産減価償却累計額 161,670 百万円
※2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 2,949 百万円	※2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 3,427 百万円
3 保証債務 当社及び一部の連結子会社の従業員の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。 従業員(住宅融資借入金等) 935 百万円	3 保証債務 当社及び一部の連結子会社の従業員の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。 従業員(住宅融資借入金等) 1,047 百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料賃金 21,546 百万円 退職給付費用 3,706 研究開発費 9,310	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料賃金 22,113 百万円 退職給付費用 3,532 研究開発費 8,871

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料賃金 7,105 百万円 退職給付費用 1,212 研究開発費 2,497	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料賃金 7,509 百万円 退職給付費用 1,194 研究開発費 2,509

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) 現金及び預金勘定 53,176 百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △2,001 取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 13,612 現金及び現金同等物 64,788	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) 現金及び預金勘定 62,108 百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △11 取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 27,216 現金及び現金同等物 89,313

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式	731,438千株
A種優先株式	30千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式	394千株
------	-------

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権	79百万円	(親会社79百万円)
---------------------	-------	------------

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成22年6月1日付で、当社を株式交換完全親会社とし、沖ウインテック(株)を当社の株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。この結果、資本剰余金が3,438百万円増加、自己株式が396百万円減少しております。また、平成22年12月22日付で、資本金を47,940百万円減少させ、資本剰余金を同額増加させるとともに、第三者割当によるA種優先株式発行の払込手続が完了したことにより、資本金及び資本剰余金がそれぞれ15,000百万円増加しております。これらを主因としまして、当第3四半期連結会計期間末において資本金が44,000百万円、資本剰余金が113,124百万円、自己株式が22百万円となりました。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

	情報通信システム (百万円)	プリンタ (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	57,504	35,662	6,076	99,243	—	99,243
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	930	587	4,659	6,177	(6,177)	—
計	58,435	36,250	10,735	105,421	(6,177)	99,243
営業利益	3,793	△253	138	3,679	(1,598)	2,080

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

	情報通信システム (百万円)	プリンタ (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	167,852	104,256	16,467	288,576	—	288,576
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2,460	1,670	14,943	19,074	(19,074)	—
計	170,312	105,927	31,410	307,650	(19,074)	288,576
営業損益	4,156	634	△820	3,970	(4,645)	△675

(注) 1. 事業区分は、製品・サービスの種類及び販売方法等の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品・サービス

(前第3四半期連結会計期間及び前第3四半期連結累計期間)

事業区分	主要な製品・サービス
情報通信システム	金融システム、自動化機器システム、I T S 関連システム、電子政府関連システム、E R P システム、コンピュータ・ネットワーク関連機器、情報ネットワーク端末機器、セキュリティシステム、I P 電話システム、企業通信システム、C T I システム、映像配信システム、電子交換装置、デジタル伝送装置、光通信装置、無線通信装置、ブロードバンドアクセス装置、ネットワークサービス、ネットワーク運用支援サービスなど
プリンタ	カラープリンタ、モノクロプリンタ、ドットインパクトプリンタ、複合機など
その他	製品等の運送・管理、用役提供、その他機器商品の製造及び販売

(事業区分の変更)

当社は、平成20年10月1日に、当社がその半導体事業に関して有する権利義務を会社分割(新設分割)により新たに設立した株式会社OKIセミコンダクタに承継したうえで、当該新設分割設立会社の発行済み株式の95%相当をローム株式会社に株式譲渡し、半導体事業から撤退いたしました。これに伴い、事業区分については従来「情報通信システム」、「半導体」、「プリンタ」、「その他」の4区分としておりましたが、当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間では「情報通信システム」、「プリンタ」、「その他」の3区分で記載しております。

3. 会計処理の方法の変更

(前第3四半期連結累計期間)

売上高及び損益に重要な影響を与える事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	66,560	6,143	<u>19,004</u>	7,534	<u>99,243</u>	—	<u>99,243</u>
(2) セグメント間の内部売上高	17,545	9	159	12,394	30,108	(30,108)	—
計	84,106	6,152	<u>19,163</u>	19,929	<u>129,352</u>	(30,108)	<u>99,243</u>
営業損益	<u>4,250</u>	<u>△208</u>	<u>△1,615</u>	751	<u>3,176</u>	(1,096)	<u>2,080</u>

前第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	195,482	19,291	<u>57,684</u>	16,116	<u>288,576</u>	—	<u>288,576</u>
(2) セグメント間の内部売上高	52,211	15	565	33,207	86,000	(86,000)	—
計	247,693	19,306	<u>58,250</u>	49,324	<u>374,576</u>	(86,000)	<u>288,576</u>
営業損益	8,215	<u>△805</u>	<u>△3,679</u>	1,259	<u>4,990</u>	(5,666)	<u>△675</u>

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度によっております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) 北米・・・米国
- (2) 欧州・・・イギリス、ドイツ
- (3) アジア・・・タイ、中国

3. 会計処理の方法の変更

(前第3四半期連結累計期間)

売上高及び損益に重要な影響を与える事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	北米	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	5,313	18,608	11,130	35,051
II 連結売上高（百万円）				99,243
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	5.4	18.7	11.2	35.3

前第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	北米	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	16,792	56,315	26,440	99,548
II 連結売上高（百万円）				288,576
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	5.8	19.5	9.2	34.5

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
 2. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 （前第3四半期連結会計期間及び前第3四半期連結累計期間）
 (1) 北米・・・米国
 (2) 欧州・・・イギリス、ドイツ、スペイン
 (3) その他の地域・・・中国
 3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、当社を中心として「情報通信システム事業」及び「EMS事業」を行うとともに、沖データグループ（（株）沖データとそのグループ会社）を独立した経営単位として「プリンタ事業」を行っており、それぞれ取り扱う商品機軸について国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、当社と沖データグループを基礎とした商品機軸別のセグメントから構成されており、「情報通信システム事業」、「プリンタ事業」及び「EMS事業」の3つを報告セグメントとしております。

「情報通信システム事業」は、金融、運輸・流通、製造業等の業務システムで培ったノウハウをコアとしたソリューションとサービス、通信事業者向けに通信設備機器等、音声・映像等のコミュニケーションシステム、社会インフラ向けの専用システム、メカトロ技術をコアとした商品を提供する事業を行っております。「プリンタ事業」は、LED技術の特徴を活かしたプリンタを提供する事業を行っております。

「EMS事業」は、グループ内部で培った製造技術をベースにした生産受託事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	情報通信 システム	プリンタ	EMS	計				
売上高								
外部顧客への売上高	163,584	86,446	22,119	272,151	11,538	283,689	—	283,689
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	2,028	3,457	88	5,574	14,462	20,037	△20,037	—
計	165,613	89,904	22,208	277,725	26,000	303,726	△20,037	283,689
セグメント利益 又は損失（△）	4,117	△5,809	663	△1,029	1,057	28	△5,158	△5,130

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	情報通信 システム	プリンタ	EMS	計				
売上高								
外部顧客への売上高	58,878	27,395	7,356	93,629	3,679	97,309	—	97,309
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	465	1,147	25	1,638	4,952	6,590	△6,590	—
計	59,344	28,543	7,381	95,268	8,632	103,900	△6,590	97,309
セグメント利益 又は損失（△）	2,770	△1,577	167	1,360	292	1,652	△1,726	△74

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業であり、用益提供、その他機器商品の製造及び販売を行っております。

2. セグメント利益又は損失の調整額の内容は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	当第3四半期連結累計期間	当第3四半期連結会計期間
セグメント間取引消去	△68	△21
全社費用※	△5,179	△1,733
固定資産の調整額	90	28
合計	△5,158	△1,726

※ 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益又は営業損失と調整を行っております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

従来、「EMS事業」は、「その他」の区分に含めておりましたが、第2四半期連結会計期間において、「EMS事業」の営業利益が営業利益の生じている事業セグメントの営業利益の合計額の10%以上であったため、第2四半期連結会計期間より「EMS事業」として区分表示することに変更しました。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

共通支配下の取引等

連結子会社3社の合併

1. 結合当事企業及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業及びその事業の内容

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社	吸収合併消滅会社
結合当事企業	沖ソフトウェア（株）	沖通信システム（株）	（株）沖インフォテック
事業の内容	ソフトウェア開発・設計・製造	通信・情報処理に関するソフトウェア・システム開発・販売	ITシステムの企画・開発・保守・運用・コンサルティング

(2) 企業結合の法的形式

沖ソフトウェア（株）を吸収合併存続会社とし、沖通信システム（株）及び（株）沖インフォテックを吸収合併消滅会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

（株）OKIソフトウェア

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社は、平成22年7月2日開催の取締役会において、当社の連結子会社である沖ソフトウェア（株）を吸収合併存続会社とし、当社の連結子会社である沖通信システム（株）及び（株）沖インフォテックを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、平成22年7月5日付で当該連結子会社3社で合併契約を締結いたしました。その後、平成22年10月1日付で当該連結子会社3社の合併を実施しております。

当社は事業セグメントを主軸とするグループ連結での企業価値の最大化を目指し、グループ企業を含めた事業構造改革を進めております。

この事業構造改革の一環として、ソリューション&サービス事業の拡大に向け、平成22年4月に市場毎に分散していたリソースを事業本部として統合いたしました。

この度、ソリューション&サービス事業の中核を担う情報通信分野のソフトウェア開発とシステムの運用管理を強化するため、主に情報分野のソフトウェア開発を行ってきた沖ソフトウェア（株）、主に通信分野のソフトウェア開発を行ってきた沖通信システム（株）及びOKIグループのITシステムの開発・運用を行ってきた（株）沖インフォテックの3社を合併することいたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引等の会計処理を行っております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 <u>37.50円</u>	1株当たり純資産額 <u>59.40円</u>

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	<u>57,983</u>	<u>47,607</u>
純資産の合計額から控除する金額(百万円)	30,568	7,074
(うちA種優先株式払込金額)	(30,000)	(—)
(うち新株予約権)	(79)	(79)
(うち少数株主持分)	(488)	(6,994)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末) の純資産額(百万円)	<u>27,415</u>	<u>40,532</u>
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期 間末(連結会計年度末)の普通株式の数(千株)	731,044	682,423

2. 1株当たり四半期純損失金額

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 <u>15.43円</u>	1株当たり四半期純損失金額 <u>25.98円</u>

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額が計上されているため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期純損失金額(百万円)	<u>10,530</u>	<u>18,710</u>
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	<u>10,530</u>	<u>18,710</u>
普通株式の期中平均株式数(千株)	682,694	720,272
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式で、前連結会計年度末から重 要な変動があったものの概要	第32回無担保転換社債型新株予約 権付社債の償還 (券面総額12,000百万円)	A種優先株式の発行 (30,000株)

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 <u>2.77円</u>	1株当たり四半期純損失金額 <u>10.38円</u>

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額が計上されているため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
四半期純損失金額 (百万円)	<u>1,889</u>	<u>7,589</u>
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失金額 (百万円)	<u>1,889</u>	<u>7,589</u>
普通株式の期中平均株式数 (千株)	682,511	731,061
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	A種優先株式の発行 (30,000株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年9月14日

沖電気工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今井 靖 容 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山川 幸 康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている沖電気工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る訂正報告書の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、沖電気工業株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期連結財務諸表について四半期レビューを行った。
2. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成22年2月3日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社とし、沖ウィンテック株式会社を会社の株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で同社との間で株式交換契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年9月14日

沖電気工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今井 靖 容 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山川 幸 康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている沖電気工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る訂正報告書の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、沖電気工業株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期連結財務諸表を訂正している。当監査法人は、訂正後の四半期連結財務諸表について四半期レビューを行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。